

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室の設置に  
関する規則

平成25年10月4日  
内閣総理大臣決定

(設置及び任務)

第1条 内閣官房に、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の円滑な準備に資するため行政各部の所管する事務を調整する2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進室に、室長、室長代理、副室長、参事官、企画官その他所要の室員を置く。

- 2 室長は、推進室の事務を掌理する。
- 3 室長代理は、室長の事務を代理する。
- 4 副室長は、室長を助け、推進室の事務を整理する。
- 5 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。
- 6 企画官は、命を受けて、特定事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。
- 7 室長、室長代理、副室長、参事官、企画官及び室員は、非常勤とすることができる。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、推進室の内部組織に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規則は、平成25年10月4日から実施する。